

舞鶴市職員措置請求書

多々見 良三 舞鶴市長に関する措置要求の要旨

1 請求の要旨

舞鶴市広報広聴課が発注した「五老スカイタワー再生可能エネルギー導入及びコミュニティFM中継局設置工事」は、FMまいづるの放送を聴くことが出来ない加佐地区と大浦地区に中継局を新設し、防災時にも役立てられるようにと設計し発注された工事（以下中継局設置工事という）を含むもので、発注にあたりその設計業務を「五老スカイタワー再生可能エネルギー導入及びコミュニティFM中継局設置等施設詳細設計業務」として

（株）建設技術研究所に委託契約し、その成果物を使って舞鶴市が発注した工事である。

中継局工事は、令和2年6月11日に契約され、令和3年10月29日に竣工している。

中継局設置工事が進捗した令和3年5月に試験放送した結果、加佐地区において電波が届かずFM放送が聴くことが出来ない事が判った。その事を私たちが知ったのは毎日新聞が令和3年6月18日の新聞に掲載したからであった。

その解決策として、中継局設置工事で舞夢という福祉施設の敷地の中に作った中継局の近くに新たに受信塔を立て五老ヶ岳の固定局と無線でつなぎ、受信塔と中継局とを無線で結びFM放送を送信するという事業（以下受信所工事という）を1990万円（予算ベース）で補正予算を組み実施することとなった。その業務は、舞鶴市より発注され、「加佐中継局向け無線中継回線設備システム設計業務」：契約金額3,635,500円、「加佐中継局向け無線中継回線設備調査・登録点検業務」：契約金1,958,000円、「コミュニティFM中継回線受信所設置工事」：12,980,000円の契約（合計18,573,500円）となっている。

しかし、中継局設置工事が完了しても加佐地区にFM放送を聴くことが出来なかったのは、基本設計と詳細設計を舞鶴市より受託した（株）建設技術研究所の設計成果物に契約不適合があったためであり、舞鶴市設計業務等委託契約約款に基づきその対策に要した費用は（株）建設技術研究所に請求するのが筋である。それを請求せず市の税金を使う事は大きな損害である。従って先の工事の舞鶴市の代表である多々見市長は（株）建設技術研究所に損害請求すべきである。

また、基本設計と詳細設計の入札において、当初は10社の指名競争を行っているが、発注仕様書で規定する技術者の要件を満たしていない業者を指名し入札を行い、その結果1社しか応札がなかったとして、その1社と随意契約していることは、「地方自治法施行令第167条の2第2項第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときを適用し随意契約とする」に違反しており、また、中継局設置工事の施工監理業務を受託した有本積善社より、（株）建設技術研究所の放送設備について十分な知識と経験がない等の意見書が提出されたにもかかわらず、回答を出していないのは契約約款第2条に違反している。民間技術が先行し、行政側に十分に対応できる職員がいなくなっている現状を考えると、コンサルタント等に頼らざるを得ないのは理解できるが、それだからこそ資格を持った受託業者を選び設計させ施工監理を委託させなければならないはずで、今後の為にも高度な知見の必要な調査・設計業務の事業委託契約の入札、監督にお

いて契約約款の順守を要望すると共に、今回の事案の遠因ともなった指名競争における指名の在り方の改善を要請する。

2 請求者

住所 _____

氏名 _____

住所 _____

氏名 _____

住所 _____

氏名 _____

住所 _____

氏名 _____

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

令和4年3月 日

舞鶴市監査委員様

事実証明書

1 契約不適合があった場合に損害賠償出来る根拠

資料

- 舞鶴市設計業務等委託契約約款（以下契約約款という）
- 「五老スカイタワー再生可能エネルギー導入及びコミュニティFM中継局設置等施設詳細設計業務」（以下詳細設計という）の仕様書

理由

詳細設計の仕様書で、この業務の目的は「——コミュニティFMの難聴地域の解消はもとより、情報発信能力の強化、エネルギーの地産地消による電力使用料の負担軽減、更にはエネルギーの分散化による防災体制の向上を目指している」と規定し、契約約款をつけた設計業務契約である。この契約約款の第1条5項では、受託者は業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとするとして規定し、第49条では発注者は成果物に契約不適合があった場合には損害賠償が出来ることを規定している。この事は、舞鶴市側にコミュニティFM放送に専門的な知見を持った職員がいない発注者としては当然である。目的を達成するように設計することを任せられたものであり、その目的が達成できず契約に不適合があったのだから損害賠償を請求すべきである。

※参考 舞鶴市設計業務等委託契約約款

（契約不適合責任）第39条

発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡による履行の追完を請求することができる。

（発注者の損害賠償請求等）第49条

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することが出来る。

（2）この契約の成果物に契約不適合があるとき。

（契約不適合責任期間等）第51条

——引き渡しを受けた日から3年以内でなければ、契約不適合の理由とした履行の追完請求、損害の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることが出来ない。

2 契約不適合について舞鶴市は認めている

資料

- 詳細設計仕様書
- 舞公広第21号 令和3年7月28日 近畿経済産業局への補助金事故報告書

理由

（株）建設技術研修所が作成した設計成果物により発注した中継局設置工事の進捗に

より、近畿通信局の予備免許がおり令和3年5月に試験放送したところ、放送設備は正常に作動したが地元では放送を受信できるj状態ではない事が判った。このため、全額を経済産業省の補助を受けているこの事業が令和3年度内に終わらなくなり、経済産業局へ補助金事故報告書を提出している。その中で「現在の中継局の位置では困難と判断した」と記載されている。この事は舞鶴市が明らかに詳細設計に基づき決めた中継局の場所が悪かったと判断しているという事であり、契約不適合であると言える。従って、契約の当事者である舞鶴市長は詳細設計の引き渡しを受けた日以降の3年以内に損害賠償を請求しなければならない。

- 3 我々が問題を知ったのは、毎日新聞令和3年6月18日 新聞記事であり、新たに市税を使って受信所の建設等改良工事をする事を知ったのは、令和3年7月22日の毎日新聞の記事であった。

資料

○毎日新聞朝刊 令和3年6月18日新聞記事

○毎日新聞朝刊 令和3年7月22日新聞記事

- 4 (株)建設技術研究所の担当者に業務を遂行する能力が十分でなかったし、舞鶴市の担当部門においても、中継局設置工事の監理業務を受託している有本積善社から意見書等が出されたにもかかわらず適切な対応をしなかったことも遠因である。

資料

○広報広聴課のメールでの令和3年7月29日付け回答文書

○公文書請求に対する公文書不開示、不在決定通知書舞公広第48-2号、48-3号

○毎日新聞朝刊 令和3年6月18日新聞記事

○契約約款

○中継局に係る業務委託関係一覧表

理由

コミュニティFMの工事の工事監理業務を担当した有本積善社より、設計について様々な疑問や問題点について、市長に意見書が出されたが回答されていない。

新聞記事で5月28日に市長に対し意見書を出したが無回答であるとのことを知り、提出された意見書とその回答について行政文書の開示請求を行ったが、市からの回答は「開示すると契約に課せられている開示義務が守れなくなるので不開示とする」という事であった。しかし、工事を監理する業務を委託している有本積善社に対しても回答しておらないことは、契約約款で規定している報告、申出、質問、回答等を書面でしなければならない事の違反である。

また、施工監理業務を受託している有本積善社より、(株)建設技術研究所の担当する技術者の能力について様々な疑問が出され際に、工事を担当する広報広聴課はどのような対応を取ったのかとメールで当該課長に尋ねたが、「入札条件をクリアしている業者に能力がないという客観的な根拠がない」というだけで、例えば管理技術者や照査技術者がコミュニティFM放送の設計業務について、今までにどのような業務を担当したとか、過去の設計業務の発注先に情報を得るとかの努力を全くしていない様子であった。そう

であれば、怠慢であると言わざるを得ない。

さらに、工事発注に関する詳細設計を受託したコンサルタントが、請負業者に発注された工事の監理するための施工監理業務は、設計内容について一番よく知っているため発注者より受託するのが一般的であるにもかかわらず、中継局設置工事においては、なぜか（株）建設技術研究所は受託せず、FMまいづるを運営する有本積善社が施工監理業務を受託している。これには普通ではなく違和感がある。

5 設計業務の業者選定において指名資格のない業者を指名し競争入札している資料

- 建設工事における指名する場合の基準
- 詳細設計仕様書
- 入札結果表
- 詳細設計の業務委託契約の締結について（伺い）

理由

コミュニティーFMまいづるの中継局の設計について、平成30年度に基本設計、平成31年度に詳細設計が発注されて、いずれも（株）建設技術研究所が随意契約している。しかしこの過程で次のような問題があり、本来はこれらの契約は無効であると思われる。

- ① 基本調査、詳細調査ともに入札にあたり舞鶴市は10社を指名し、入札の結果1社しか応札がなかったため入札を無効とし、後日その1社と随意契約をしている。しかし、随意契約理由として決裁文書の中で「地方自治法施行令第167条の2第2項第8号競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときを適用し随意契約とする」と理由を書いているが、再度の入札はしないまま随意契約を締結している。施行令違反である。
- ② 「管理技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者、「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者でいずれも受託した業務を遂行する上で重要な責務を持っており、仕様書で次のように規定している。

基本調査・設計の仕様書

管理技術者の要件

受託者の組織に属している事

技術士（電気電子部門）及び第1級陸上無線技術士又は第2級陸上無線技術士

照査技術者の要件

管理技術者を兼ねることは出来ない

管理技術者と同等の資格

コミュニティーFM局整備設計に必要な知識を有していること

詳細調査・設計の仕様書

管理技術者の要件

基本調査と同様でその上に管理技術者として最近5年以内にコミュニティーFM設計の業務実績があること

照査技術者の要件

管理技術者と同等の資格を持ちコミュニティFM局整備設計に必要な知識を有していること

しかし、市が指名した10社の技術者の状況を、令和3年6月時点の最近の各社のホームページで調べると以下の通りである。なお全社とも事業概要に電波関係の記述はない。

会社名	技術士（電気電子部門）人数	第1級陸上無線技術士	第2級陸上無線技術士
オリジナル設計	2	—	—
国際航業	○	—	—
全日本コンサルタント	1	—	—
中央復建	○	—	—
中日本建設コンサル	2	—	—
日水コンサル	○	—	—
日本工営	57	—	—
ニュージェック	○	—	—
パシフィックコンサル	9	—	—
建設技術研究所	16	9	—

注 一は記載がないので資格者数が不明、○は技術士の全数の記載はあるが部門別の記載がないため電気電子部門の数は不明

以上からは、管理技術者、照査技術者とも仕様書に規定する要件を満たしていることを確認できるのは1社で随意契約した(株)建設技術研究所のみである。すくなくとも1名しか技術士がいない業者は、管理技術者と照査技術者の兼務が出来ないので要件を満たしていないし、2名の2社も全国で2名なのでこの現場に係ることは通常難しいと思われる。市の指名業者の選定に問題ありと言わざるを得ません。まして「コミュニティFM整備設計に必要な知識を持っている事」、「過去5年以内にコミュニティFM設計の業務実績があるという事」を確認したかは甚だ疑わしい。指名した全業者は指名時点では契約する可能性があるわけで、要件を満たしていない業者を指名したのであれば、その指名競争そのものが無効という事になる。本命以外はあて馬であった可能性が高いと思わざるを得ない。

- ③ 市の設計委託業務の指名基準はないようであるので、「建設工事における指名する場合の基準」が準用されると考えるが、その中には(4)カで当該工事施工についての技術的適正 となっており、設計業務の指名にあたってはそれを守らなければならないと考えるが、10社のうち1社は明らかに逸脱している。これは指名基準違反である。